

《見直し事項》

1. 森林面積等数値の更新、文言等の修正

(1) 森林面積等の数値の更新 (1 ページ)

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項		1 森林整備の現状と課題																																																													
(新)		(旧)																																																													
<p>瑞浪市の森林資源（国有林を除く）の現状は、令和4年度末で森林面積11,918haであり、人工林面積4,407ha、天然林面積6,918ha、その他の森林面積593haとなっています。森林率は70%で、うち人工林率は37%であります。人工林のうち成長途上にある40年生以下の若齢林は772haで1.8%を占めています。これらを森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備に対応できる森林として整備していくことが当面の重点課題であります。また、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。</p>		<p>瑞浪市の森林資源（国有林を除く）の現状は、平成29年度末で森林面積11,952haであり、人工林面積4,421ha、天然林面積6,987ha、その他の森林面積544haとなっています。森林率は70%で、うち人工林率は37%であります。人工林のうち成長途上にある40年生以下の若齢林は1,312haで3.0%を占めています。これらを森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備に対応できる森林として整備していくことが当面の重点課題であります。また、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総土地面積</td> <td>17,486ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林面積</td> <td>12,174ha</td> <td>森林率：70%</td> </tr> <tr> <td>国有林面積</td> <td>241ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民有林面積</td> <td>11,933ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 対象民有林</td> <td>11,918ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち人工林面積</td> <td>4,407ha</td> <td>民有林の人工林率：37%</td> </tr> <tr> <td> 天然林面積</td> <td>6,918ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他面積</td> <td>593ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外民有林</td> <td>15ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:岐阜県提供資料による)</p>		区 分	面 積	備 考	総土地面積	17,486ha		森林面積	12,174ha	森林率：70%	国有林面積	241ha		民有林面積	11,933ha		対象民有林	11,918ha		うち人工林面積	4,407ha	民有林の人工林率：37%	天然林面積	6,918ha		その他面積	593ha		対象外民有林	15ha		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>面 積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総土地面積</td> <td>17,486ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林面積</td> <td>12,260ha</td> <td>森林率：70%</td> </tr> <tr> <td>国有林面積</td> <td>279ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民有林面積</td> <td>11,981ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 対象民有林</td> <td>11,952ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち人工林面積</td> <td>4,421ha</td> <td>民有林の人工林率：37%</td> </tr> <tr> <td> 天然林面積</td> <td>6,987ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他面積</td> <td>544ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外民有林</td> <td>29ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:第14次木曾川地域森林計画書 別冊<資料編>による。)</p>		区 分	面 積	備 考	総土地面積	17,486ha		森林面積	12,260ha	森林率：70%	国有林面積	279ha		民有林面積	11,981ha		対象民有林	11,952ha		うち人工林面積	4,421ha	民有林の人工林率：37%	天然林面積	6,987ha		その他面積	544ha		対象外民有林	29ha	
区 分	面 積	備 考																																																													
総土地面積	17,486ha																																																														
森林面積	12,174ha	森林率：70%																																																													
国有林面積	241ha																																																														
民有林面積	11,933ha																																																														
対象民有林	11,918ha																																																														
うち人工林面積	4,407ha	民有林の人工林率：37%																																																													
天然林面積	6,918ha																																																														
その他面積	593ha																																																														
対象外民有林	15ha																																																														
区 分	面 積	備 考																																																													
総土地面積	17,486ha																																																														
森林面積	12,260ha	森林率：70%																																																													
国有林面積	279ha																																																														
民有林面積	11,981ha																																																														
対象民有林	11,952ha																																																														
うち人工林面積	4,421ha	民有林の人工林率：37%																																																													
天然林面積	6,987ha																																																														
その他面積	544ha																																																														
対象外民有林	29ha																																																														

(2-1) 文言の修正① (28ページ)

<p>II 森林の整備に関する事項 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</p> <p>3 森林経営管理制度の活用に関する事項</p>	
(新)	(旧)
<p>森林経営管理制度に基づき、意向調査を行います。利用間伐や経営計画の策定ができる森林については、所有者から林業事業体へ委託化を図ります。林業経営が困難な森林については、経営管理権を設定した上で、市が森林整備（切捨間伐等）を行うなど、適切な森林の経営管理を推進します。意向調査や市が行う森林整備については、森林環境譲与税を活用して実施します。</p>	<p>森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。</p>

(2-2) 文言の修正② (35ページ)

<p>II 森林の整備に関する事項 第9 その他必要な事項</p>	
(新)	(旧)
<p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関すること</p> <p>(1) 林業事業体の体質強化</p> <p>本市では、森林組合の広域合併をはじめ、事業体の経営合理化、体質強化に向けた様々な取り組みが進められてきたところです。今後も<u>林業事業体の体質強化</u>や木材産業事業体との連携強化を進め、経営基盤の安定化を図るとともに、<u>(削除)</u> 林業事業体と <u>(削除)</u> 森林所有者の信頼関係を構築して林業経営意欲を喚起し、地域が一体となった安定的事業量の確保に努めることが重要です。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 森林技術者の養成・確保</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、<u>住居</u>を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努める<u>よう指導</u>します。</p> <p>(3) 林業後継者等の育成</p> <p>林業グループ員の連携強化、女性リーダーの育成、青少年への林業の<u>PR・理解促進</u>等、林業後継者の育成を図る<u>よう指導</u>します。</p>	<p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関すること</p> <p>(1) 林業事業体の体質強化</p> <p>本市では、森林組合の広域合併をはじめ、事業体の経営合理化、体質強化に向けた様々な取り組みが進められてきたところです。今後も<u>小規模林業事業体の組織化</u>や木材産業事業体との連携強化を進め、経営基盤の安定化を図るとともに、<u>市町村森林管理委員会の活動などを通して</u>、林業事業体と地域の森林所有者との信頼関係を構築して林業経営意欲を喚起し、地域が一体となった安定的事業量の確保に努めることが重要です。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 森林技術者の養成・確保</p> <p><u>林業労働力確保支援センターとの連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。</u></p> <p><u>林業架線技術者養成研修や高性能林業機械オペレーター養成研修等による高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。特に高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成に努めるものとします。</u></p> <p><u>森林技術者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」現場技能者育成対策事業、きこり養成熟等によりキャリア形成を支援します。</u></p> <p>森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、<u>住宅整備</u>を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努める<u>ものとします。</u></p> <p>(3) 林業後継者等の育成</p> <p>林業グループ員の連携強化、女性リーダーの育成、青少年の林業<u>への就業促進</u>等、林業後継者の育成を図る<u>ものとします。</u></p>

<p>(4) 異業種からの参入促進</p> <p>林業参入の意欲がある建設業等の異業種に対して、林業事業者等との連携体制づくりと、技術習得のための研修機会の提供など支援します。</p> <p>異業種からの林業参入を通じて、林業現場の労働安全衛生確保、施工管理やコスト管理について林業者の意識改革を促進するよう指導します。</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項</p> <p>(1) 高性能林業機械の導入促進</p> <p>本市における高性能林業機械の導入状況について、普及率は高いとは言えません。今後の森林整備、素材生産の体制づくりのためには、木材生産性の向上、労働強度の軽減及び安全確保の観点から、高性能林業機械の導入を促進することが重要です。</p> <p>このため、路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、林業機械オペレーターの養成、特に作業システムに応じた伐採専門チームの養成に努めるよう指導します。また、機械の共同利用化等による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるよう指導します。</p>	<p>(4) 異業種からの参入</p> <p>林業参入の意欲がある建設業等異業種に対して、林業者との連携体制づくりと、技術習得のための研修機会の提供など支援します。</p> <p>異業種からの林業参入を通じて、林業現場の施工管理やコスト管理について林業者の意識改革を図るものとします。</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項</p> <p>(1) 高性能林業機械の導入促進</p> <p>当計画区内における高性能林業機械の導入状況について、普及率は高いとは言えません。今後の森林整備、素材生産の体制づくりのためには、林業生産性の向上、労働強度の軽減及び安全性の観点から、高性能林業機械の導入促進が急務です。</p> <p>このため、路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、林業機械オペレーターの養成、特に作業システムに応じた伐採専門チームの養成に努めるものとします。また、機械の共同利用化等による稼働率の向上、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとします。</p>
---	---

2. 県の計画（木曾川地域森林計画）に合わせた修正

(1-1) 文言等の修正①

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	2 森林整備の基本方針 (1ページ)
(新)	(旧)
<p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p>地域の目指すべき森林資源の姿は、木曾川地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区別に定められているところです。</p> <p><u>一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す『森林配置計画』が策定され、本件の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。「第4期岐阜県森林づくり基本計画」では、災害に強い循環型の森林づくりを進めるため、森林配置計画に沿った施策指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めることとされています。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 地域の目指すべき森林の姿</p> <p>地域の目指すべき森林資源の姿は、〇〇地域森林計画においては、これまで森林の有する多面的機能に応じて区別に定められているところです。</p> <p><u>一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき県が策定する「第3期岐阜県森林づくり基本計画」では、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す『森林配置計画』が策定されました。</u></p> <p><u>森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産林」、公益的機能を重視した「環境保全林」、景観を重視した「観光景観林」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全林」の4つの森林区分（以下、「将来目標区分」）を設定しました。</u></p> <p>(略)</p>

(1-2) 文言等の修正② (10ページ)

II 森林の整備に関する事項 第2 造林に関する事項 2 更新樹種													
(新)	(旧)												
<p>(3) 更新樹種</p> <p style="text-align: center;">表II-2-2-1 主な更新樹種</p> <table border="1"> <tr> <td>天然更新の対象樹種</td> <td>スギ、ヒノキ類、<u>コウヨウザン</u>、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）</td> </tr> <tr> <td>ぼう芽による更新が可能な樹種</td> <td><u>コウヨウザン</u>、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等</td> </tr> </table>	天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、 <u>コウヨウザン</u> 、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）	ぼう芽による更新が可能な樹種	<u>コウヨウザン</u> 、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等	<p>(3) 更新樹種</p> <p style="text-align: center;">表II-2-2-1 主な更新樹種</p> <table border="1"> <tr> <td>天然更新の対象樹種</td> <td>スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）</td> </tr> <tr> <td>ぼう芽による更新が可能な樹種</td> <td>シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等</td> </tr> </table>	天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）	ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等				
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、 <u>コウヨウザン</u> 、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）												
ぼう芽による更新が可能な樹種	<u>コウヨウザン</u> 、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等												
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）												
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等												
<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応 (略)</p> <p style="text-align: center;">表II-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応</p> <table border="1"> <tr> <td>基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合</td> <td><u>表II-2-2-3に示す</u>稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。</td> </tr> <tr> <td>基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合</td> <td><u>表II-2-2-3に示す</u>稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>瑞浪市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。</td> </tr> </table>	基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	<u>表II-2-2-3に示す</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。	基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	<u>表II-2-2-3に示す</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。	その他	瑞浪市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応 (略)</p> <p style="text-align: center;">表II-2-2-6 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応</p> <table border="1"> <tr> <td>基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合</td> <td><u>上記(4)による</u>稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。</td> </tr> <tr> <td>基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合</td> <td><u>上記(4)による</u>稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>瑞浪市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。</td> </tr> </table>	基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	<u>上記(4)による</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。	基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	<u>上記(4)による</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。	その他	瑞浪市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	<u>表II-2-2-3に示す</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。												
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	<u>表II-2-2-3に示す</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。												
その他	瑞浪市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。												
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3以上の場合	<u>上記(4)による</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めることによって立木度が3以上となる場合には「天然更新補助作業」の実施を指導する。												
基準の稚樹高未満となる更新稚樹を含めた立木度が3未満となる場合	<u>上記(4)による</u> 稚樹高未満の更新稚樹を含めた場合であっても立木度が3未満となる場合には「植栽」もしくは「植込み」の実施を指導する。「植栽」による場合については、本計画における「人工造林に関する事項」に準じて実施するよう指導する。												
その他	瑞浪市長の判断により、必要と認められる場合には、上記によらず適宜必要な更新作業等の実施を指導できるものとする。												

(1-3) 文言等の修正③ (15、16ページ)

II 森林の整備に関する事項 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

(新)						(旧)					
(略)						(略)					
表II-3-1-1 スギ育成単層林間伐基準表(標準伐期)						表II-3-1-1 スギ育成単層林間伐基準表(標準伐期)					
樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)	樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)
スギ	心持柱材・板材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12~17	400~600	15~20	スギ	心持柱材・板材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12~17	400~600	15~20
		第2回間伐	18~23	500~700	20~30			第2回間伐	18~23	500~700	20~30
		第3回間伐	24~30	300~500	20~30			第3回間伐	24~30	300~500	20~30
表II-3-1-2 ヒノキ育成単層林間伐基準表(標準伐期)						表II-3-1-2 ヒノキ育成単層林間伐基準表(標準伐期)					
樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)	樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)
ヒノキ	心持柱材・造作材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12~17	600~800	20~30	ヒノキ	心持柱材・造作材 [3,000本/ha]	第1回間伐	12~17	600~800	20~30
		第2回間伐	18~23	400~600	20~30			第2回間伐	18~23	400~600	20~30
		第3回間伐	24~30	300~500	20~30			第3回間伐	24~30	300~500	20~30
表II-3-1-3 スギ育成単層林間伐基準表(長伐期施業)						表II-3-1-3 スギ育成単層林間伐基準表(長伐期施業)					
樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)	樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)
スギ	大径材生産 (板材・横架材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	12~16	500~700	20~25	スギ	大径材生産 (板材・横架材等) [3,000本/ha]	第1回間伐	12~16	500~700	20~25
		第2回間伐	18~22	500~700	25~30			第2回間伐	18~22	500~700	25~30
		第3回間伐	27~31	400~600	25~35			第3回間伐	27~31	400~600	25~35
		第4回間伐	38~42	300~400	25~35			第4回間伐	38~42	300~400	25~35
		第5回間伐	58~62	200~300	25~40			第5回間伐	58~62	200~300	25~40
表II-3-1-4 ヒノキ育成単層林間伐基準表(長伐期施業)						表II-3-1-4 ヒノキ育成単層林間伐基準表(長伐期施業)					
樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)	樹種	生産目標 [植栽本数]	間伐区分	間伐時期 (年)	間伐本数 (本)	間伐率 (%)
ヒ	大径材生産	第1回間伐	17~21	500~700	20~25	ヒ	大径材生産	第1回間伐	17~21	500~700	20~25

ノ キ [3,000本/ha]	第2回間伐	25～29	400～600	20～25	ノ キ [3,000本/ha]	第2回間伐	25～29	400～600	20～25
	第3回間伐	33～37	400～600	25～35		第3回間伐	33～37	400～600	25～35
	第4回間伐	48～52	350～450	30～35		第4回間伐	48～52	350～450	30～35
	第5回間伐	68～72	150～250	20～30		第5回間伐	68～72	150～250	20～30

(1-4) 文言等の修正④ (20ページ)

II 森林の整備に関する事項 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

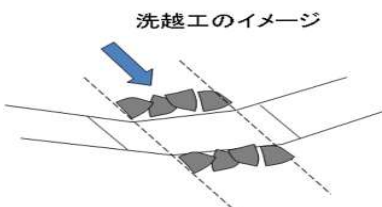
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

(新)	(旧)
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。</p> <p>特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。</p> <p>なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。</p>	<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。</p> <p>特に効率的な森林施業が可能な区域は、第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。</p> <p>なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。</p>

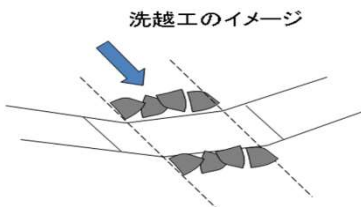
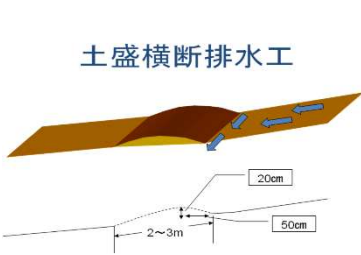
(2) 作業道の整備について(29～33ページ)

II. 森林の整備に関する事項 第8作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項									
(新)	(旧)								
<p>1・2 (略)</p> <p>3 作業路網の整備に関する事項</p> <p><u>(1) 作業路網の規格・構造についての基本的な考え方</u> 適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道設計指針、岐阜県林業専用道作設指針、岐阜県森林作業道作設指針に則り開設します。</p> <p><u>(2) 基幹路網に関する事項</u> ア 基幹路網の整備計画 (略)</p> <p>イ 基幹路網の維持管理に関する事項 (略)</p> <p><u>(3) 細部路網に関する事項</u> ア 細部路網の整備計画 ① 計画上の留意事項 森林作業道の開設は、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを促進します。 ・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。 ・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。 ・<u>崩壊地、崖錐地、急傾斜地など地形・地質条件が悪く、崩壊の危険が大きい箇所及び人家や水源地等重要な保全対象が直下にある場所では、路網や土場の設置を避けることを基本とします。</u></p> <p>② 施工上の留意事項 <u>(削除)</u> ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。 ・森林作業道開設にあたっては、特に表II-8-3-2の事項に配慮します。</p> <p>表II-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配慮すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路網</td> <td>谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配慮すべき事項	路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。	<p>1・2 (略)</p> <p>3 作業路網の整備に関する事項</p> <p><u>(1) 基幹路網に関する事項</u> (追加)</p> <p><u>(2)</u> ア 基幹路網の作設に係る留意点 適切な企画・構造の路網の整備を図る観点から、岐阜県林道作設指針、岐阜県林業専用道作設指針に則り開設します。</p> <p>イ 基幹路網の整備計画 (略)</p> <p>ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (略)</p> <p><u>(2) 細部路網の作設に係る留意点</u> ア 細部路網の作設に係る留意点 ① 計画上の留意事項 森林作業道の開設は、必要最小限度の開設となるように、将来の利用を想定した計画的な路網配置及び必要十分な規格となるように努めるとともに、路網の位置、作設工法及び残土の処理等にあたり林地の保全に支障のないよう次のとおり配慮し、災害に強く低コストでかつ安全に走行できる道づくりを促進します。 ・森林作業道の開設にあたっては、間伐をはじめとする森林整備、木材生産のために継続的な使用に耐えられるよう、地形に沿った線形で堅固な土構造を基本とし、作設費用を抑えつつ、丈夫で利用しやすい構造となるよう配慮します。 ・森林作業道の配置にあたっては、図面と現地踏査により、伐採現場の地形、地質、湧水、地割れの有無等をよく確かめることとします。また、集材方法や使用機械に応じた必要最小限の無理のない配置計画とします。</p> <p>② 施工上の留意事項 <u>森林作業道の開設は、岐阜県森林作業道作設指針等に基づき開設するものとし、その森林作業道が恒久的な使用に供する基幹的な森林作業道となる場合は、縦断勾配、曲線半径等が、林道規程に準ずるものになるよう努めます。</u> ・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。 ・森林作業道開設にあたっては、特に表II-8-3-2の事項に配慮します。</p> <p>表II-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配慮すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路網</td> <td>谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配慮すべき事項	路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
区分	配慮すべき事項								
路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。								
区分	配慮すべき事項								
路網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。								

切土高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
(削除)	(削除)
盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施行する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。
排水施設	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施行する。</p>  <p style="text-align: center;">洗越工のイメージ</p>
路面水の処理	<p>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根す部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;">図削除</div>
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道を長く使用していくため、施設管理者は直接施業に使用していない時も定期的に点検を行い、必要に応じ補修を行うなど適切な維持管理に努めます。

切土高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土高	できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工する。
盛土の施工	「段切り」や「締固め」を行う。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。
排水施設	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。</p>  <p style="text-align: center;">洗越工のイメージ</p>
路面水の処理	<p>土盛横断排水工などを施工するとともに、路面水が集中しないよう分散排水をする。 排水する箇所は、できるだけ安定した場所（尾根があった所）を選んで設置する。</p>  <p style="text-align: center;">土盛横断排水工</p>
残土処理	土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

岐阜県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

3. 森林配置計画の将来目標区分の見直し(24ページ)

II 森林の整備に関する事項 第5森林配置計画の将来目標区分に関する事項 3 将来目標区分の見直し 関連 VI 附属資料 別表5 森林配置計画における将来目標区分の区域						
(新)				(旧)		
【別表5】森林配置計画における将来目標区分の区域						
市町村	林班	森林の将来目標区分				
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	備考
(略)						
瑞浪市	94		○	○		中山道
(略)						
瑞浪市	129		○			

【別表5】森林配置計画における将来目標区分の区域						
市町村	林班	森林の将来目標区分				
		木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	備考
(略)						
瑞浪市	94		○			
(略)						
瑞浪市	129		○			

4. 鳥獣害防止区域の見直し(38ページ)

Ⅲ 森林の保護に関する事項 第1 鳥獣害の防止に関する事項 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		
(1) 区域の設定		
(新)		(旧)
表Ⅲ-1-1 鳥獣害防止森林区域		表Ⅲ-1-1 鳥獣害防止森林区域
対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	<u>1~40,42~45,47~51,62,63,70,79~87,95~97,115,</u>	<u>7761.76</u>
	<u>120~160,163~171,181,184,185,187,196~200,206~213,</u>	
	<u>217,219~226,229~231</u>	
ニホンカモシカ	<u>81,82,86,87,95~97,120,121,125,126,132~162,171,174,175,179~</u>	<u>4807.57</u>
	<u>203,206~213,217,219~226,229~231</u>	
ニホンジカ	<u>2,14,2~40,42~44,50,51,62,63,70,79~87,</u>	<u>6337.68</u>
	<u>95~97,120,121,125,126,129~60,163~171,181,</u>	
	<u>184,187,196~200,206~217,219~226,229~231</u>	
ニホンカモシカ	<u>81,82,86,87,95~97,120,121,125,126,132,</u>	<u>357.35</u>
	<u>133~162,171,174,175,1792~03,206~217,219~</u>	
	<u>226,229~231</u>	

5. 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域の見直し(4 1 ページ)

V その他森林の整備のために必要な事項 1 森林経営計画の作成に関する事項

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

(新)

表V-1-1-1 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
<u>山田・小田</u>	<u>173~178</u>	<u>379.47</u>
<u>土岐北西部</u>	<u>163~171</u>	<u>380.73</u>
<u>土岐南東部</u>	<u>141~162、172</u>	<u>977.71</u>
<u>稲津小里</u>	<u>193~205</u>	<u>660.80</u>
<u>稲津萩原</u>	<u>179~192</u>	<u>701.51</u>
<u>釜戸北部</u>	<u>95~112</u>	<u>801.36</u>
<u>釜戸南部</u>	<u>113~140</u>	<u>1325.68</u>
大湫	83~94	619.27
<u>日吉北部</u>	<u>34~43、53、57~60</u>	<u>1092.91</u>
<u>日吉東部</u>	<u>51、52、54~56、61~82</u>	<u>1523.55</u>
<u>日吉南部</u>	<u>12~33、44~50</u>	<u>1430.21</u>
明世	1~11	551.20
<u>陶大川</u>	<u>206~208、223~231</u>	<u>615.19</u>
<u>陶東部</u>	<u>209~222</u>	<u>874.71</u>

(旧)

表V-1-1-1 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
<u>日吉北部</u>	<u>34~43、57~60</u>	<u>1053.49</u>
<u>日吉東部</u>	<u>51、52、54、55、56、61~64、68~80</u>	<u>1265.44</u>
大湫	83~94	619.27
<u>釜戸南部</u>	<u>113~140</u>	<u>1325.68</u>